

AV出演被害防止・救済法改正案 概要

【現行法】

AV出演被害の防止・救済を図り、出演者の自己決定権の保障をはじめ個人としての人格を尊重し、あわせてその心身の健康・私生活の平穏等を保護するため、出演契約の締結について①a 個別契約締結ルール・①b 契約内容特定ルールを要求し、さらに、一旦意思決定した後でも再考する機会を可能な限り保障するため、②撮影までの1月ルール・③公表までの4月ルールを設定

①a 個別契約締結ルール

出演契約は、個別のAVごとに締結しなければならない

①b 契約内容特定ルール

撮影予定日時・場所や、撮影対象となる姿態、その相手方を契約書で具体的に明記(特定)

② 撮影までの1月ルール

撮影は、契約締結から1月経過後でなければ、行ってはならない

③ 公表までの4月ルール

公表は、撮影終了から4月経過後でなければ、行ってはならない

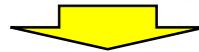
複数のAVについて契約する場合、契約書作成・交付や説明などの
手続が煩雑

撮影日に出演者のキャンセルが
出た場合、すぐに代役に差し替
えるなどの柔軟な対応が困難

契約締結から公表までトータルで5月かかるため、
投下した資本を回収するのに時間がかかり、
事業者の資金繰りに悪影響

《課題》

出演者がAV出演について十分に理解した上で、**自由な意思**に基づきAVに出演する場合には、AV出演被害が生じる蓋然性が低い一方、①～③が逆にその制約要因になっている！



【改正案】

○**出演者(20歳以上かつ過去に出演経験あり)の書面承諾**がある場合には出演者の真意に基づく承諾があるものとして、現行法①～③のルールの特例を受けることができることとする。

真意に基づく承諾

出演者(20歳以上かつ過去に出演経験あり)の書面承諾

- ・①～③の各特例を適用することについての**出演者の書面・電磁的記録による承諾**
- ・制作公表者が所定の時期(①: 契約締結時、②: 撮影時、③: 公表時)までに得る必要

18歳・19歳の者や過去に出演経験のない者については、AV出演という判断の重大性に鑑み、規制緩和は認めず、**現行法どおりの厳格な規制**を適用！

①a 個別契約締結ルールの適用除外

出演契約は、複数のAVについてまとめて締結可能(撮影1年以内)

①b 契約内容特定ルールの特例

- ・撮影日時・場所は「見込まれる期間(1年以内)・場所」で足りる
- ・「見込まれる」姿態・相手方で足りる(代役の記載も可能)

② 撮影までの1月ルールの特例

撮影は、契約締結から1月経過を待たず、1週間経過後から可能

③ 公表までの4月ルールの特例

公表は、撮影終了から4月経過を待たず、1週間経過後から可能

包括契約が可能に(オムニバスAVを除く)

○**題名・目的規定等の改正**(「被害」に係る文言の適正化等)

○**政府に対する実態調査の義務付け**(出演者の経済的搾取等への対応)

○検討条項

- ・任意解除権に係る制度の在り方
- ・上記出演者の承諾が真意に基づくものであることを確認するための方法について検討